

令和2年版環境白書

第1章 人と自然との共生の確保

第1節 自然とのふれあいの推進

2. 自然公園の保護と利用

(2) 自然公園の保護

(1) 事業目的

県内には、国立公園が1箇所、国定公園が2箇所、県立自然公園が11箇所あります。

自然公園法及び自然公園条例では、それぞれの優れた自然風景を保護するために、特別保護地区、特別地域、普通地域等を指定し、景観を損なう可能性のある一定の行為を禁止・制限しています。

特別地域等で一定の行為を行うにあたっては、事前に国立公園区域内では環境大臣、国定公園・県立自然公園区域内では知事や市町長に許可を得る必要があります。また、普通地域では一定の行為の実施前に届出の提出が必要です。

(2) 取組状況

令和元年度は国定公園及び県立自然公園で47件の許可処分を行いました。

4月29日から6月30日を「野生動植物違法採取防止強化期間」として設定し、島根県自然保護レンジャーなどのボランティアの協力を得ながら、自然公園等のパトロールを強化し、違法採取の防止及び適正な利用を呼びかけました。(資料編参照)

(3) 参考情報

しまねの自然公園

https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/nature/shizen/shimane/shimane_kouen/

【担当課】

所属名	問い合わせ先
自然環境課	0872-22-6377